

情報公開審査会（第54回）会議議事録

- 1 日 時 令和4年4月22日（金）
午後3時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎3階31会議室
- 3 出席者 情報公開審査会 小磯委員 小林委員 西村委員 長谷川委員 渡辺委員
事務局 福島参事 蜂巢課長補佐

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

ア 会長の選出

イ 令和3年度情報公開の実施状況について

(3) その他

(4) 閉会

5 審議・報告事項について

(1) 会長の選出等

委員の互選により、会長に小磯委員が選出され、会長が、会長の職務を代理する者に長谷川委員を指名した。

また、会長が、議事録署名人に小林委員を指名した。

(2) 令和3年度情報公開の実施状況について

○報告

福島参事から、令和3年度における情報公開の実施状況について報告があった。

ア 情報公開の請求等の件数について、公開の請求は214件、公開の申出は10件、合計で224件であった。全部公開は77件、部分公開は120件、非公開は12件、取下げは15件であった。

イ 部分公開となった114件（前橋市情報公開条例第6条各号に該当する情報等）の理由と、理由ごとの件数は、次のとおりであった。

(ア) 第1号の法令秘情報に該当する部分を非公開としたもの 1件

(イ) 第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 59件

(ウ) 第3号の法人情報に該当する部分を非公開としたもの 26件

(エ) 第4号の意思決定過程情報に該当する部分を非公開としたもの 11

件

(オ) 第5号の事務事業執行情報に該当する部分を非公開としたもの 28件

(カ) 第7号の公共の安全情報に該当する部分を非公開としたもの 76件

(キ) 第8号の任意提供情報に該当する部分を非公開としたもの 7件

(ク) 請求に係る行政情報が不存在のもの 11件

ウ 非公開となった11件についての非公開理由は次のとおりであった。

(ア) 第7条の3の行政情報の存否に関する情報に該当するもの 4件

(イ) 請求に係る行政情報が不存在のもの 7件

エ 令和3年度の請求等の件数は224件であり、令和2年度の300件と比較すると、76件減少している。これは、情報提供制度の拡充が主な要因と考えている。

オ 審査請求は、2件あった。また、令和2年度からの継続審議をした審査請求は1件あった。

カ 令和3年度の情報提供の申込件数は215件であった。「情報提供」とは、前橋市情報公開条例の手続きによらず、任意で行政情報を公開することをいい、令和2年度から保健所が保有する施設の開設許可又は届出に係る台帳情報等の範囲を拡大するとともに、新たに工事設計書のうち、市が発注する公共工事等の設計書で、金額、数量等が記載されたものを対象に加えた。

○質疑・応答

(小磯会長)

事務局の説明に対し、意見・質問はあるか。

(小磯会長)

情報提供に関して、令和2年度から保健所の情報と工事設計書が対象に加わったとのことであるが、もともと任意で提供する予定のものはどのようなものがあるか。何か決まりがあるか。

(蜂巢課長補佐)

具体的な基準は設けていない。公開請求の件数の多さに基づいて内容を検討し、請求を待たずに提供することが問題ないと思われる情報については、公開請求ではなく情報提供として扱っている。

(小磯会長)

実施状況報告書76ページには、保健所が保有する施設の開設許可又は届出に係る台帳情報等と工事設計書を対象に加えたと記載があるため、情報提供の対象となるものの基準があるのではないか。

(蜂巢課長補佐)

保健所に届けなければならない施設の情報はこれまでも提供していたが、それに加え工事設計書を対象に加えた。

(小磯会長)

では、任意の情報提供の対象は、保健所関係と工事設計書だけという解釈か。

(福島参事)

公開請求の内容に鑑みて簡易なものについては、情報提供で対応しているものと思うが、改めて確認する。

(小磯会長)

ほかに質問はあるか。

(西村委員)

他の自治体の規定で、情報公開請求をして公開された情報は紙での提供のみで、データでは提供できないというものがあつた。ただし、情報提供の場合には、エクセルデータで提供できるという規定であつた。前橋市の場合、情報公開と情報提供で開示の形態は異なるか。

(蜂巢課長補佐)

情報公開請求はデータでも提供している。

(西村委員)

エクセルデータでも提供しているか。

(蜂巢課長補佐)

公開情報であれば、CD等にデータを複写して提供している。

(西村委員)

PDFデータだけではなく、エクセルデータでも提供しているのか。

(福島参事)

PDFで資料を改変できない形で提供している。

(西村委員)

一方、情報提供の場合はどうか。

(蜂巢課長補佐)

情報提供も基本的には加工できないようにしているものと思われる。ただし、明文化された規定はないと思われる。

(西村委員)

自治体によって異なる取扱いのようである。前橋市では情報公開と情報提供で開示の形態に差は設けていないという認識か。

(蜂巢課長補佐)

改ざんできないような形で提供しているものと思われる。

(小磯会長)

条例の規定では写しの交付と記載されているため、データでは提供されているのか等気になる部分がある。整理して教えてほしい。

(西村委員)

他自治体では、請求者が利用しやすいようにエクセルデータで提供している例もあった。

(3) その他

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

6 閉会 午後 3 時 3 0 分